



## 平成31年4月～令和2年3月の保育料等が対象 第3子以降の保育料を助成します

市では、本市独自の取り組みとして「第3子以降保育料等負担軽減事業」を実施しています。  
この事業では保育園や幼稚園、認定こども園などの利用者を対象に、第3子以降の保育料等の全額または2分の1を助成。要件を満たしている場合、申請することで4月から令和2年3月までの保育料等の助成が受けられます。

### ■対象児童

市内在住で、18歳以下の最年長者から数えて3番目以降の児童

### ■助成額

世帯全員の平成30年度市町村民税額の所得割合計額(以下、所得割合計額)に応じて助成します。  
※対象児の保育料等に自己負担が発生しない場合は対象外  
●所得割合計額が97000円未満の世帯：平成31年度(令和元年度)分として支払った対象児

童の保育料等の全額  
●所得割合計額が97000円以上の世帯：平成31年度(令和元年度)分として支払った対象児童の保育料等の2分の1

### ■対象施設(市外を含む)

認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設、市立幼稚園、私立幼稚園、認可外保育施設

### ■申請方法

利用施設を通じて必要書類を受け取り、同施設へ提出  
※市外の保育施設を利用している場合や、年度途中で退所し保育施設を利用しなくなった場合は左記へご連絡ください

【問い合わせ】  
教育委員会(子ども課)  
(☎45・1311内線345)



## 情報公開・個人情報保護制度

市では、市政への信頼性と透明性を高めるため、市政に関する情報を公開しています。

また、市が保有している個人情報をもとに、皆さんの自己に関する情報を知る権利などを保障しています。

### ■情報公開制度とは

請求に応じて市の職員が職務のために作成または取得した文書や図面など(行政文書)を開示する制度です。

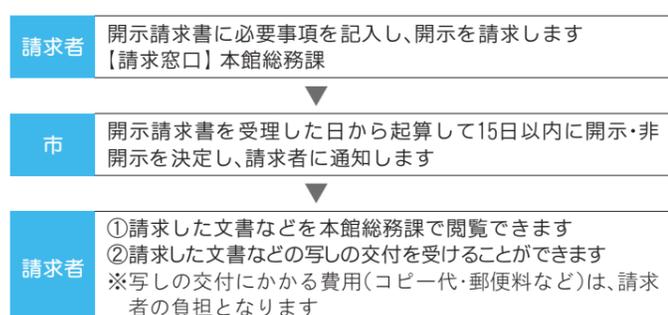
### ■個人情報保護制度とは

個人のプライバシーや権利・利益を保護するための制度です。  
氏名や生年月日などから、生存する特定の個人を識別することができますものを「個人情報」と言います。市が保有している個人情報は原則本人からの請求によって開示や訂正、利用停止できます。

### ■開示請求から開示までの流れ

皆さんからの請求に応じて、行政文書や請求者自身の個人情報を開示します。  
原則として請求された内容は全て開示しますが、公益を損なうものや、第三者の権利・利益を害する

### ■行政文書や個人情報の開示請求から開示までの流れ



\*個人情報の訂正請求や利用停止請求の場合の流れも同様です

### ■平成30年度 開示請求などの状況

#### ▶行政文書の開示請求件数および決定状況

請求先	請求件数	内訳				請求取り下げ
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	
市長	72件	48件	23件	1件	3件	1件
教育委員会	5件	4件	1件			
選挙監理委員会	2件	2件				
農業委員会	2件	1件	1件			
消防	2件	2件				
計	83件	57件	25件	1件	3件	1件

※1件の開示請求で複数の行政文書についての請求があった場合は、複数の決定方法を採用しているため、請求件数と決定状況は一致しません

#### ▶個人情報の開示、訂正、利用停止の請求件数および決定状況

請求内容	請求件数	決定状況
個人情報の開示	2件	部分開示 2件

※個人情報の訂正、利用停止の請求はありませんでした

#### ▶個人情報取り扱い事務の登録件数

市の機関	登録件数(5月16日現在)
市長	212件
教育委員会	31件
選挙管理委員会	4件
農業委員会	4件
消防	29件
議会	4件
計	284件

※市では、事務の名称や目的、対象者の範囲などを「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、本人が自分の情報に関与できるようにしています

### 個人情報であれば何でも保護？

個人情報保護を理由に必要な個人情報提供が中止されなくなったり、名簿の作成が中止されたりするなど、「過剰反応」と思われる状況が一部で見受けられます。

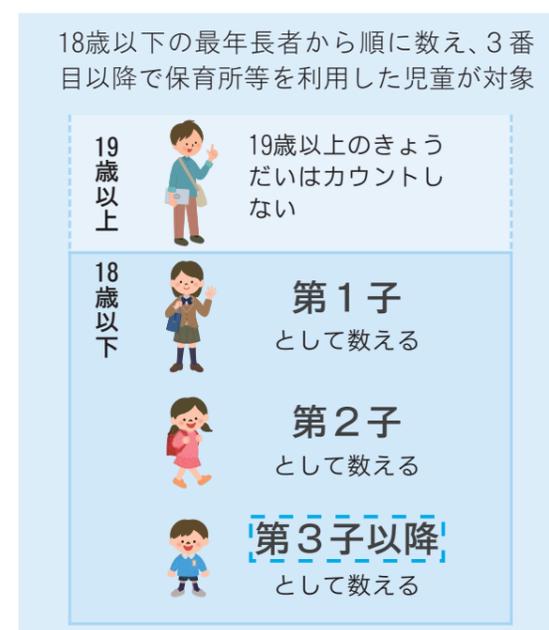
個人情報保護法は、民間の事業者が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めているもので

恐れがある情報などは、開示できない場合があります。

す。このルールに従い、あらかじめ本人の同意を得ることができればクラス名簿や自治会名簿などを作成・配布することができます。  
また、災害、事故などの緊急時や捜査への回答のような場合には、本人の同意を得なくても情報提供できる場合があります。

【問い合わせ】  
本館総務課  
(☎24・2111内線219)

### ■助成制度の対象児童の捉え方



報道されているように国では、3歳以上児および市民税非課税世帯の3歳未満児を対象とした幼稚園、保育園などの利用料無償化を本年10月1日から実施するとしています。この詳細については、現在、国が策定中のため、決定次第その内容をお知らせします。

### ■助成区分

所得割合計額	認可保育所、認定こども園、市立幼稚園、小規模保育施設、認可事業所内保育施設	私立幼稚園、認可外保育施設、認可外事業所内保育施設
97,000円以上	市の2分の1助成の対象	
97,000円未満	市の全額助成の対象	
77,101円未満	国の無償化制度の対象 無料(生活保護世帯)	

▷2分の1助成対象世帯に所得制限はありません  
▷全額助成の対象は所得割合計額が97,000円未満の世帯です  
▷所得割合計額が77,101円未満の世帯は認可施設を利用する場合、国の無償化制度により、保育料等が無料となります  
▷認可施設を利用する生活保護世帯の保育料等は無料となります

### ■所得割合計額と助成額の例

父、母、小学生2人、保育園に通う児童1人(3歳児)の5人世帯の場合

	給与(税込年収)	所得割額	保育料は →22,000円
父	330万円	78,300円	
母	150万円	16,800円	
合計	480万円	95,100円	

所得割合計額が97,000円未満のため保育料(22,000円)を全額補助